

## 千葉県県庁舎等再整備基本構想・基本計画検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 千葉県県庁舎等再整備基本構想・基本計画の策定にあたり、専門的見地からの意見聴取を行うため、千葉県県庁舎等再整備基本構想・基本計画検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

なお、この検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関の性質を有しない。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、千葉県県庁舎等再整備基本構想・基本計画の策定に関する助言を行う。

### (組織)

第3条 検討会議は、公共建築等に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

2 検討会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は検討会議の議事を進行する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を行う。

### (会議)

第4条 検討会議は、総務部資産経営課長が召集する。

2 検討会議は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で、検討会議において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りでない。

### (報償等)

第5条 委員の報償費については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第3条第1項第2号の例により、日額13,000円を支給するものとする。

2 委員の費用弁償については、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第2条第2項第6号、第6条第1項及び別表第二により支給するものとする。

### (事務局)

第6条 検討会議の事務局は、総務部資産経営課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年8月4日から施行する